

総行公第81号
令和8年9月17日

各都道府県総務部長
（市区町村担当課扱い）
各人事委員会事務局長
全国人事委員会連合会長
全国公平委員会連合会長

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

令和7年度「措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」の結果を踏まえた
地方公共団体における措置要求、審査請求及び苦情処理の適正な運用等について

各地方公共団体の協力により実施した「令和7年度における地方公務員の措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」について、結果を取りまとめましたので通知します。

措置要求及び審査請求については、職員の正当な権利・利益を保護し、公正かつ適正な人事行政の確保に資する制度として大きな役割を果たしてきたところです。また、苦情処理については、措置要求及び審査請求に必ずしも至らないような職員の苦情を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐ制度として重要な役割を果たしています。

近年、会計年度任用職員制度の運用、パワーハラスメント対策の法制化を含む各種ハラスメントへの対策の強化や、段階的な定年引上げ、育児・介護との両立支援制度の改正など、地方公共団体の人事行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

これに伴い、職員が安心して相談等を行うことができる中立的かつ専門的な人事機関としての人事委員会及び公平委員会の役割は一層重要なものになっています。

各人事委員会及び各公平委員会におかれましては、近年の状況等も踏まえ、引き続き措置要求、審査請求及び苦情について公正かつ迅速な処理を行うことに加え、職員に対する各種制度の周知を充実させることなど、職員が各種制度を活用しやすい環境整備についても適切に対応していただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（一部事務組合を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については一斉調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 措置要求及び審査請求への対応

- (1) 審査請求の新規件数は前年度に比べ大幅に増加したものの、措置要求及び審査請求ともに概ね新規の要求・請求件数と同程度の処理がなされている。両制度ともに職員の正当な権利・利益を保護する目的であることを踏まえ、引き続き公正かつ迅速に対応いただきたい。
- (2) 審理開始困難事案（注）については、各団体において関係当事者との話合いや審査継続意思の確認などを進めていただいているものと認識しているが、依然として、未処理となっている事案が存在する団体においては、引き続き事案の状況に応じて計画的に対応いただきたい。

（注） 審理開始困難事案とは、職員団体等による同一内容の大量措置要求等で、要求者側の都合等によりその審理開始が困難となっているもの又は職員団体等による違法な争議行為に対する処分に係る審査請求で、請求者側の都合等によりその審理開始が困難となっているもののうち、令和7年3月31日現在未処理期間が10年以上の事案を指す。なお、個人による措置要求又は審査請求であっても、職員団体主導でなされたものである場合にはこれに該当する。

2 苦情処理

苦情処理について、新規の相談件数及び処理件数は長らく増加傾向が続いている。令和7年度の新規の相談内容は、「パワーハラスメント」が最も多くなっている。パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントについて人事委員会又は公平委員会への相談が可能であることを積極的に職員に周知するなどして、職員の様々な苦情を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐことができるよう、引き続き相談しやすい環境の整備について一層配慮いただきたい。

3 各制度の職員への周知

職員が制度を利用するためには、まず人事委員会及び公平委員会が中立的かつ専門的な人事機関として、措置要求、審査請求及び苦情を受け付けていることを認識する必要がある。令和7年4月に総務省が公表した「地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査」（※1）によると、「人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知」に係る職員の認知状況は、いずれの団体区分においても5割に満たず、特に会計年度任用職員において低い状況であった。

こうした状況を踏まえ、職員への周知に当たっては、各制度の詳細について庁内イントラネットや団体ホームページに掲載するとともに、別添の資料も活用し職員にリーフレット等を配布するなど、様々な方法により幅広く周知が行われるように取り組んでいただきたい。

なお、総務省ホームページに掲載している全国の人事委員会及び公平委員会の設置状況（※2）も参考にされたい。

また、会計年度任用職員や教育職員、警察・消防職員等についても、各制度の対象となることから、募集・任用の際には、人事委員会又は公平委員会への相談等が可能であることを説明するとともに、周知に当たっては、これらの職員についても対象となることを明記するなど、必要な周知が行われるよう留意いただきたい。

なお、教育職員からの相談の受付については、「「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の一部改正等について」（令和7年9月26日総行公第106号・総行安第52号）において、教育委員会と連携して、教育職員に対して相談窓口の周知を改めて行うとともに、引き続き教育職員を含む全ての職員が相談しやすい環境の整備に努めていただきたい旨助言をしており、参考にされたい。

- (※1) 地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査結果及び各種ハラスメント対策に関する取組事例集の公表（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/0lgyosei11_02000240.html

- (※2) 人事委員会・公平委員会の設置状況（勤務条件・採用試験等（総務省ホームページ））

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/kimmu-jyoken_saiyou-siken.html

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係 藤井、加藤、池上
電話 03-5253-5544（直通）

令和7年度「措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」 結果の概要

○ 地方公務員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての
審査請求等に関して、令和7年度における状況について調査を実施。

【調査対象】 人事委員会又は公平委員会（令和7年4月1日現在）

【主な調査項目】 ・勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての
審査請求の状況
・苦情処理の状況

<<目次>>

1. 措置要求及び審査請求の状況

(1) 処理状況	P1
(2) 要求及び請求の内容	P2
(3) 処理結果	P4
(4) 処理期間	P5
(5) 未処理期間	P7

2. 苦情処理の状況

(1) 処理状況	P9
(2) 相談内容及び処理結果	P10

1. 措置要求及び審査請求の状況

(1)処理状況

- 令和7年度の新規の措置要求件数は、326件で前年度比で3件減少した。
- 令和7年度の新規の審査請求件数は、339件で前年度比で194件増加した。(※)
- 処理件数及び処理率については、年度によって差はあるものの、概ね新規の要求・請求件数と同程度の処理がなされている。

令和7年度の措置要求及び審査請求の処理状況

(単位：件、%)

	前年度からの繰越	新規要求・請求件数	処理件数	繰延件数	処理率
	①	②	③	④=①+②-③	③/②
措置要求	246 (△ 42)	326 (△ 3)	359 (△ 11)	213 (△ 34)	110.1 (△ 2.3)
審査請求	248 (4)	339 (194)	301 (160)	286 (38)	88.8 (△ 8.5)

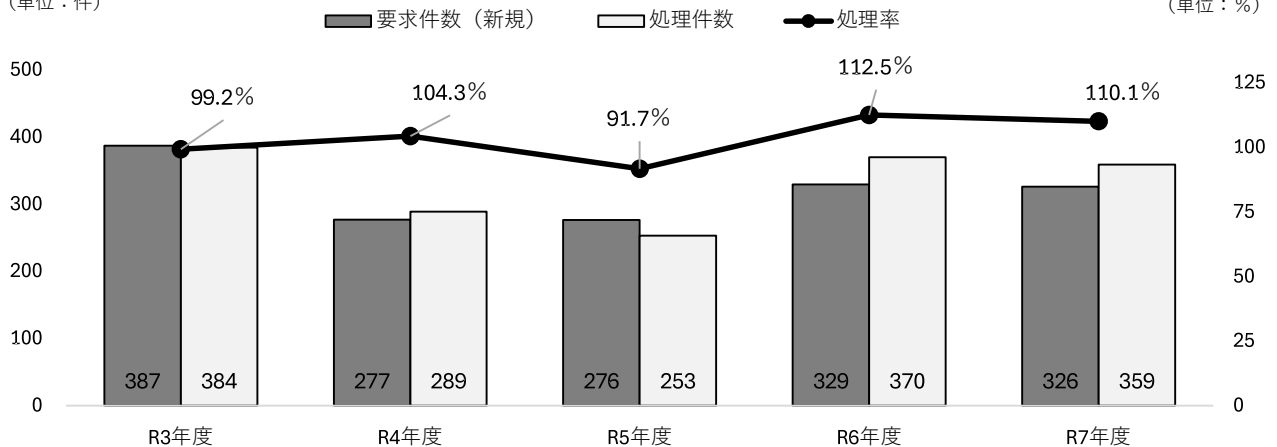
(注) () は前年度増減を示す

(※) 特定の1団体において「分限免職」に係る新規の審査請求件数が大幅に増加したことが主な要因である。

過去5年間の措置要求の処理状況の推移

(単位：件)

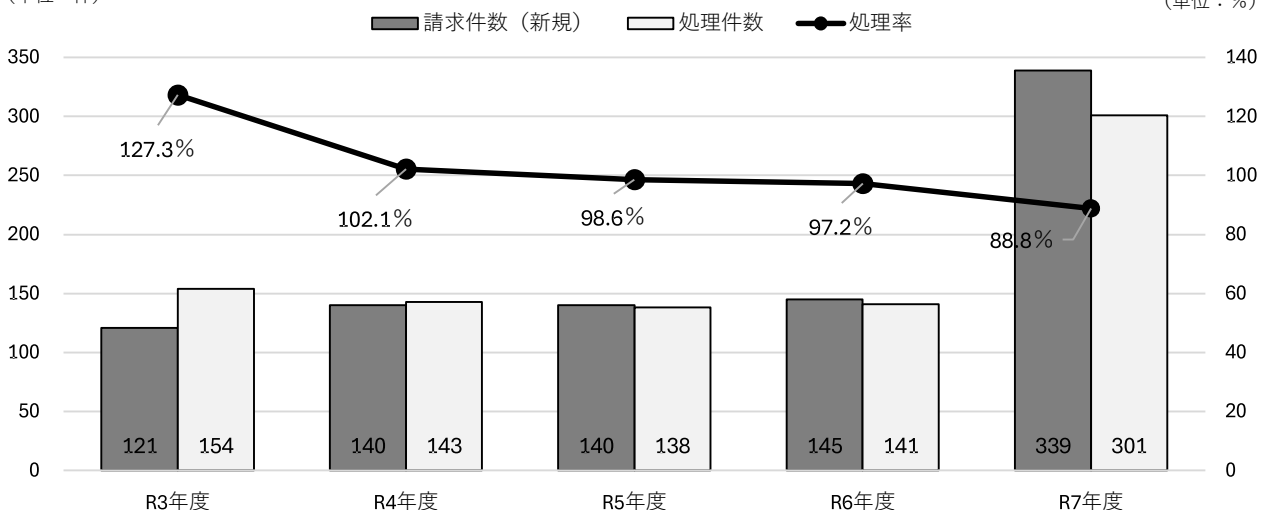
(単位：%)



過去5年間の審査請求の処理状況の推移

(単位：件)

(単位：%)

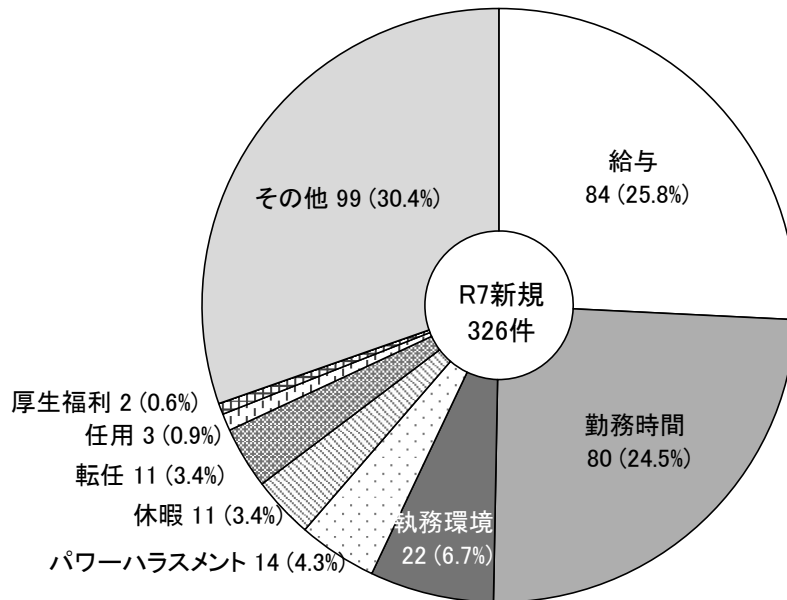


(2)措置要求及び審査請求の内容

- 令和7年度の新規の措置要求の内容及び過去3年間の推移をみると、「給与」及び「勤務時間」で約5割を占めている傾向は変わらないが、令和5年度以降、「給与」の割合が減少し、「勤務時間」の割合が増加する傾向にある。
- 新規の審査請求の内容の過去3年間の推移をみると、これまでは「懲戒処分」の割合が多かったが、令和7年度は「分限処分」の割合が多くなっている。(※)

令和7年度の新規の措置要求の内容

(単位:件、%)

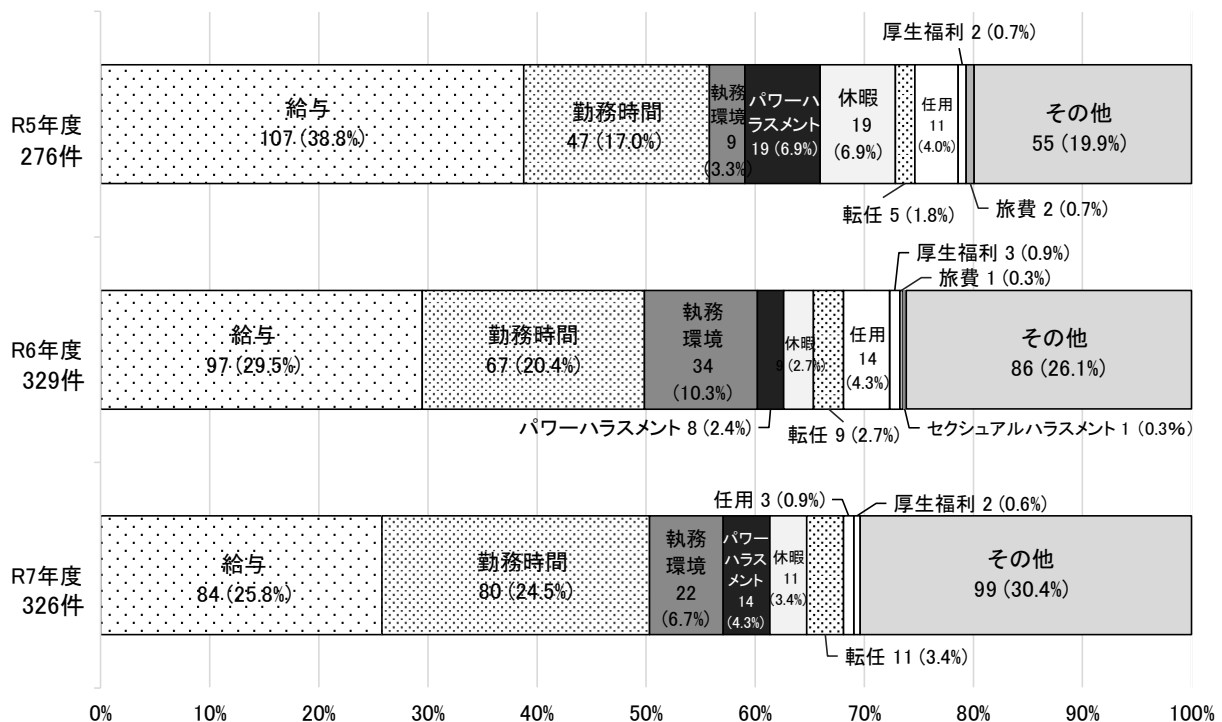


(注1) 件数には前年度からの繰越件数を含まない

(注2) 「旅費」「セクシュアルハラスメント」「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」は該当なし

過去3年間の新規の措置要求の内容の推移

(単位:件、%)

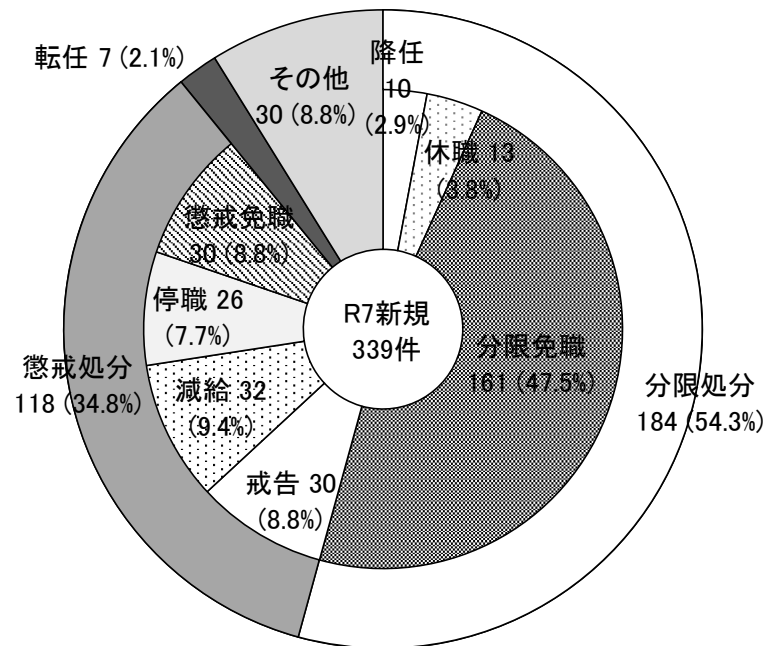


(注1) 件数には前年度からの繰越件数を含まない

(注2) 「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」は該当なし

令和7年度の新規の審査請求の内容

(単位:件、%)



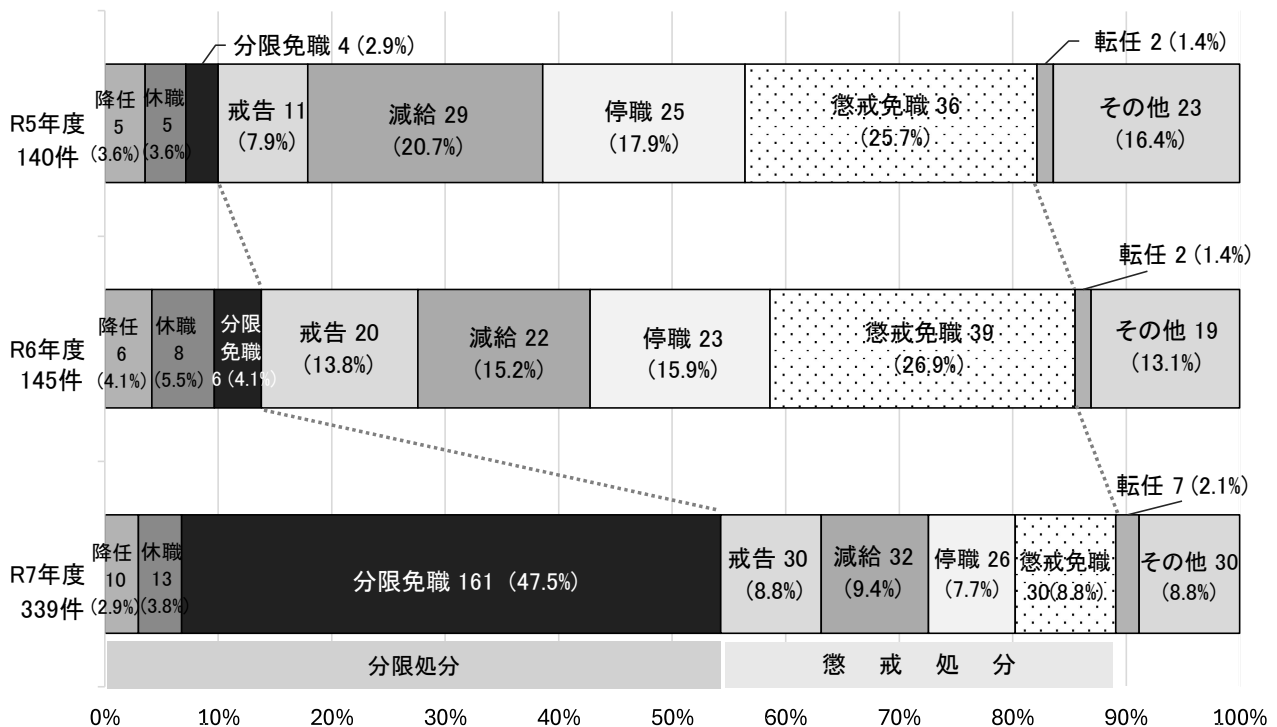
(注1) 件数には前年度からの繰越件数を含まない

(注2) 「降給」は該当なし

(※) 特定の1団体において「分限免職」に係る新規の審査請求件数が大幅に増加したことが主な要因である。

過去3年間の新規の審査請求の内容の推移

(単位:件、%)



(注1) 件数には前年度からの繰越件数を含まない

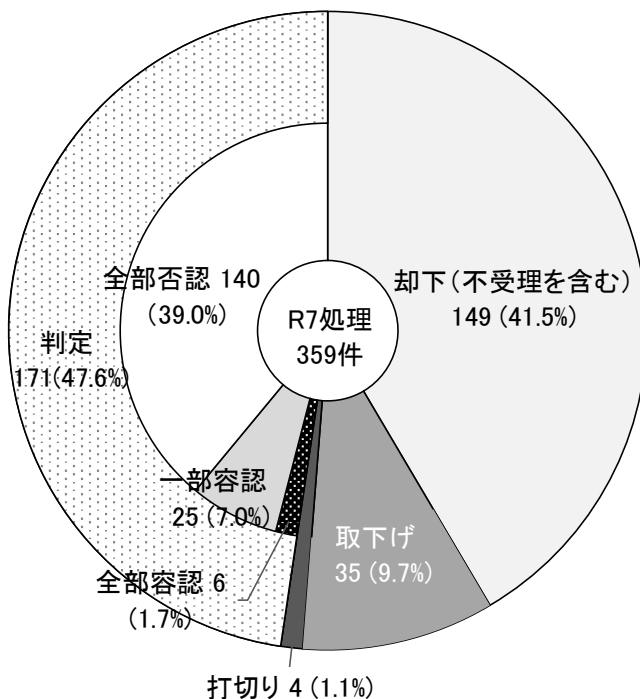
(注2) 「降給」は該当なし

(3)処理結果

- 令和7年度の措置要求の処理結果は、「判定」が約5割を占めており最も多く、次いで「却下」が全体の4割を超えている。
- 令和7年度の審査請求の処理結果は、「判定」が全体の約7割を占め、「却下」が約3割となっている。また、全体の約6割が「処分承認」となっている。(※)

令和7年度の措置要求の処理結果

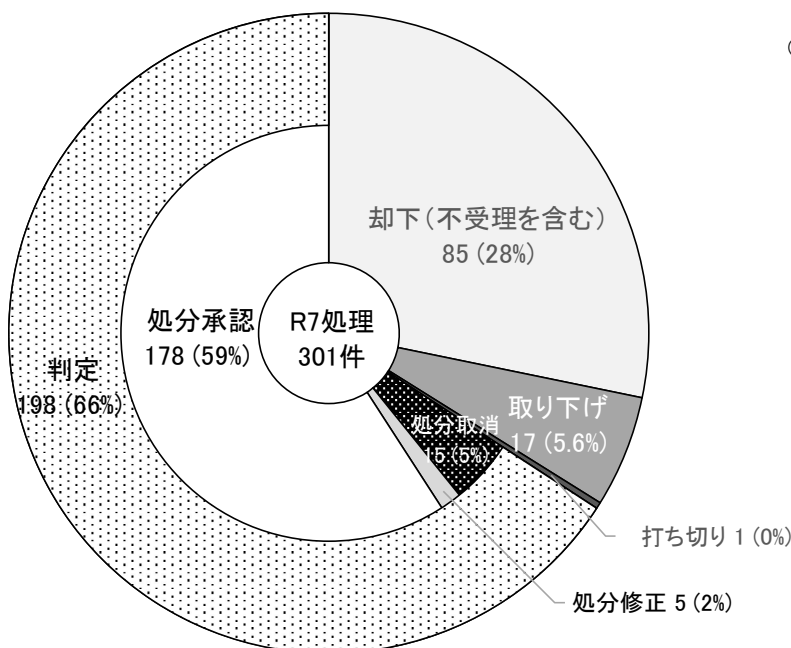
(単位:件、%)



(注) 「判定」は措置要求事案のうち、審査が行われたものをいう

令和7年度の審査請求の処理結果

(単位:件、%)



(注) 「判定」は審査請求事案のうち、審査が行われたものをいう

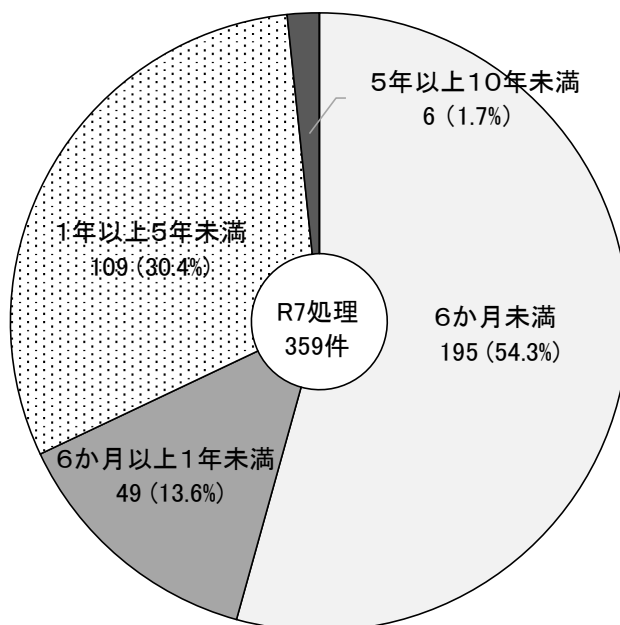
(※) 特定の1団体において、新規の審査請求件数が大幅に増加したことに伴い、「判定(処分承認)」及び「却下」の割合が例年より増加した。

(4)処理期間

- 処理期間をみると、令和7年度に処理された措置要求のうち5割以上が「6か月未満」のうちに、約7割が「1年未満」のうちに処理されている。
- 処理内容別にみると、「却下」の場合は8割以上が「6か月未満」で処理されているのに対し、「判定」の場合は「6か月以上」が全体の約7割を占めている。

令和7年度の措置要求の処理期間

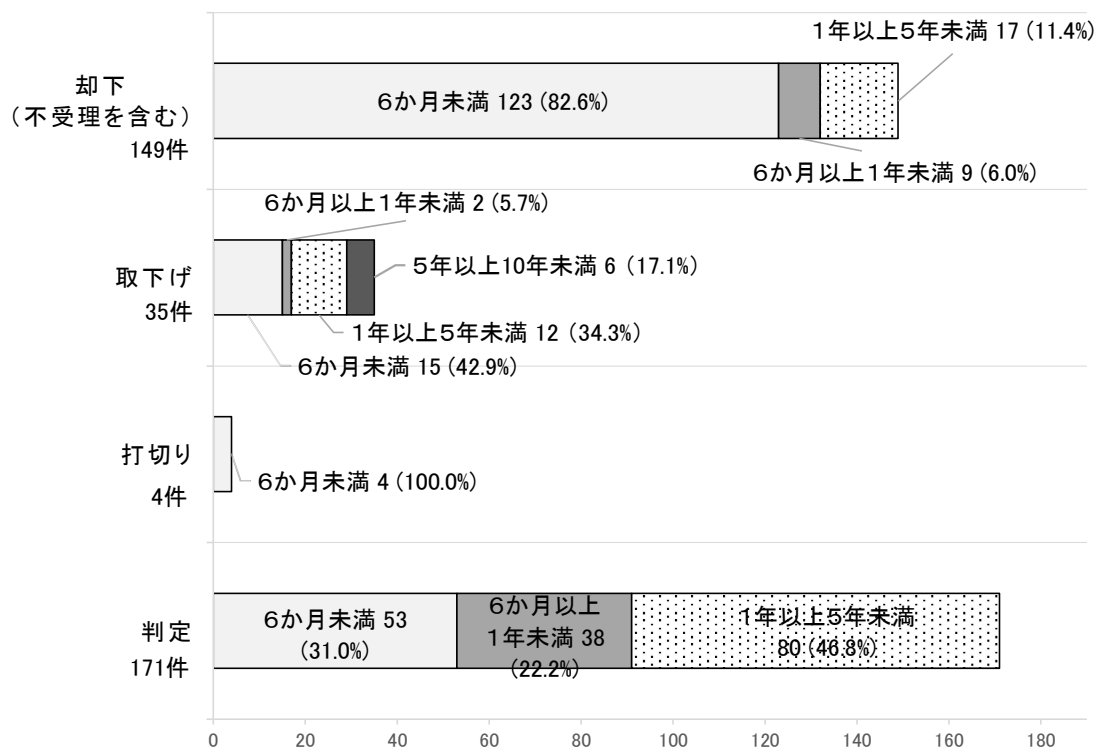
(単位:件、%)



(注) 「10年以上」は該当なし

令和7年度の措置要求の処理内容別処理期間

(単位:件、%)

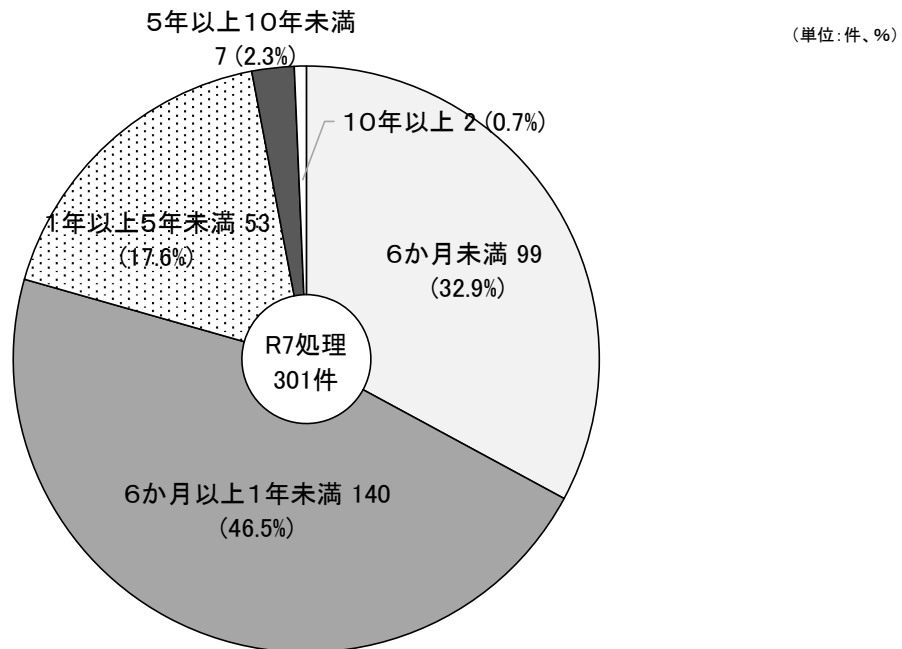


(注1) 「10年以上」は該当なし

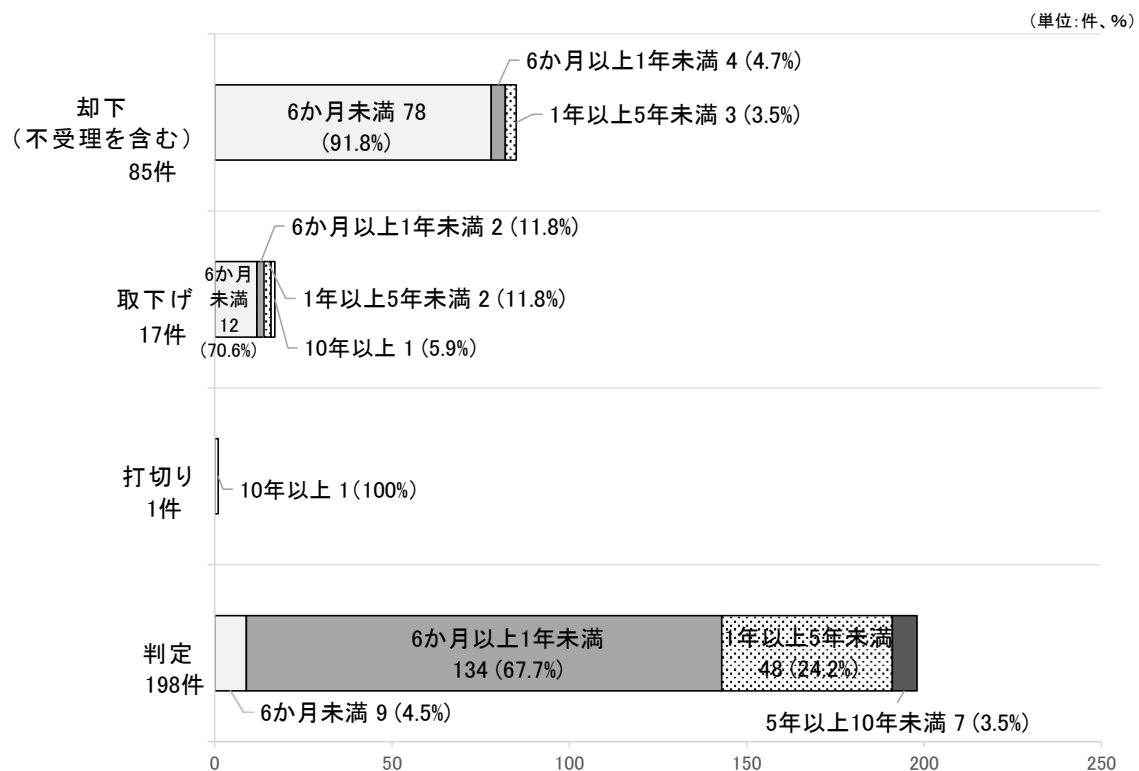
(注2) 「判定」は措置要求事案のうち、審査が行われたものをいう

- 処理期間をみると、令和7年度に処理された審査請求のうち、受付から1年未満の案件が全体の約8割を占めている。(※1)
- 処理内容別にみると、「却下」の場合は9割以上が受付から「6か月未満」の案件であるのに対し、「判定」の場合は、9割以上が「6ヶ月以上」の案件である。(※2)

令和7年度の審査請求の処理期間



令和7年度の審査請求の処理内容別処理期間



(注) 「判定」は審査請求事案のうち、審査が行われたものをいう

(※1) 特定の1団体において、新規の審査請求件数が大幅に増加したことに伴い、「6か月未満」及び「6か月以上1年未満」の割合が例年より増加した。

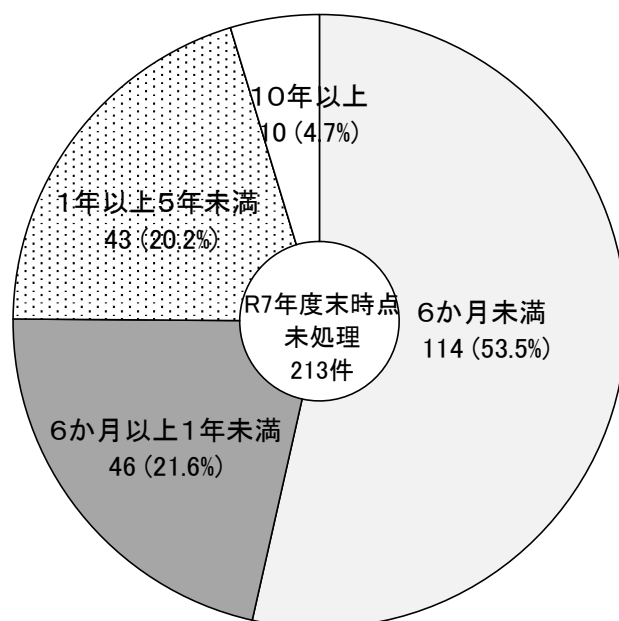
(※2) 特定の1団体において、新規の審査請求件数が大幅に増加したことに伴い、「却下」における「6か月未満」の割合及び「判定」のうち「6か月以上1年未満」の割合が例年より増加した。

(5)未処理期間

- 措置要求の未処理期間は「6か月未満」が約5割と最も多く、1年未満の案件が全体の7割以上を占めている。
- 未処理期間別にみると、未処理期間が5年未満の案件については、「審理中」及び「結審見込み」が全体の約8割を占めている。一方、「10年以上」の案件については、「中断」が7割を占めている。

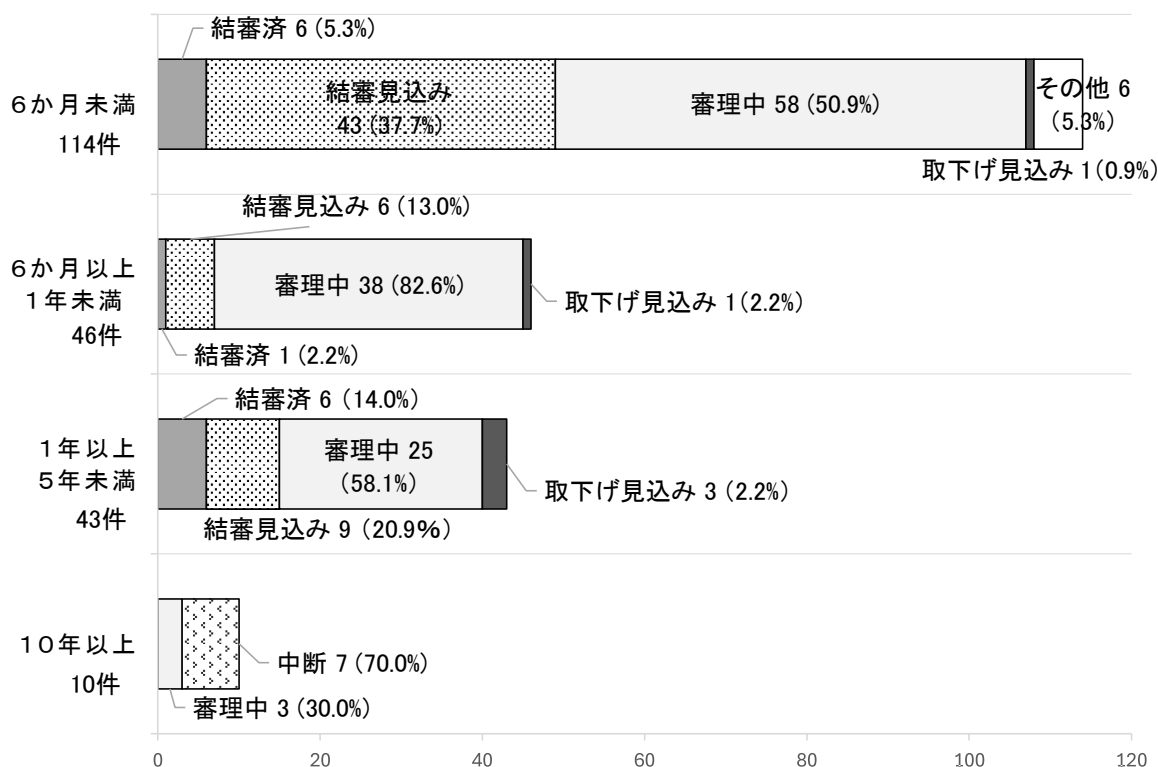
措置要求の未処理期間(R7年度末時点)

(単位:件、%)



措置要求の未処理期間別未処理状況(R7年度末時点)

(単位:件、%)



(注1) 「結審見込み」令和8年度中には、審査の終了が見込まれるものをいう

(注2) 「審理中」は令和7年度中に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたものをいう

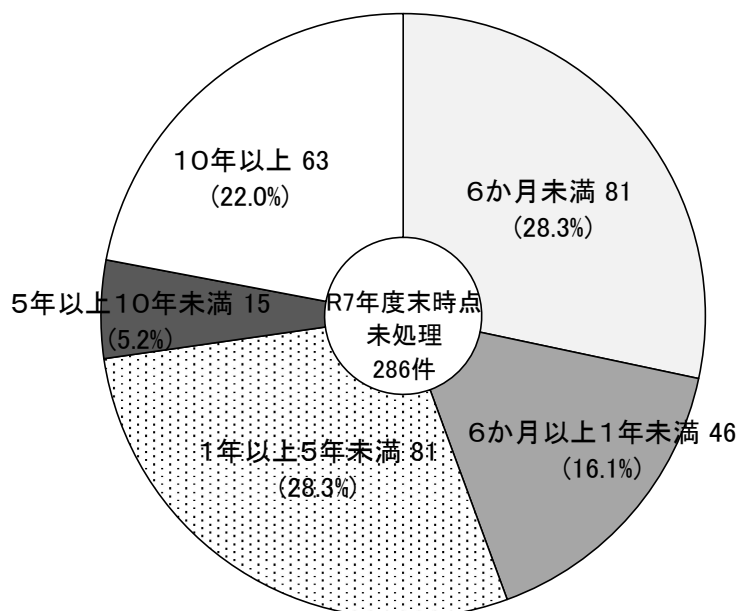
(注3) 「中断」は令和6年度以前に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたが、令和7年度においてこれらのいずれも行われなかったものをいう

(注4) 「5年以上10年未満」は該当なし

- 審査請求の未処理期間は、「6ヶ月未満」及び「1年以上5年未満」がそれぞれ約3割を占め「10年以上」、「6か月以上1年未満」が続いている。
- 未処理期間別にみると、未処理期間が10年未満の案件は、「審理中」が6割以上を占めており、最も多くなっている。一方、未処理期間が10年以上の案件は、「中断」が約4割を占めている。

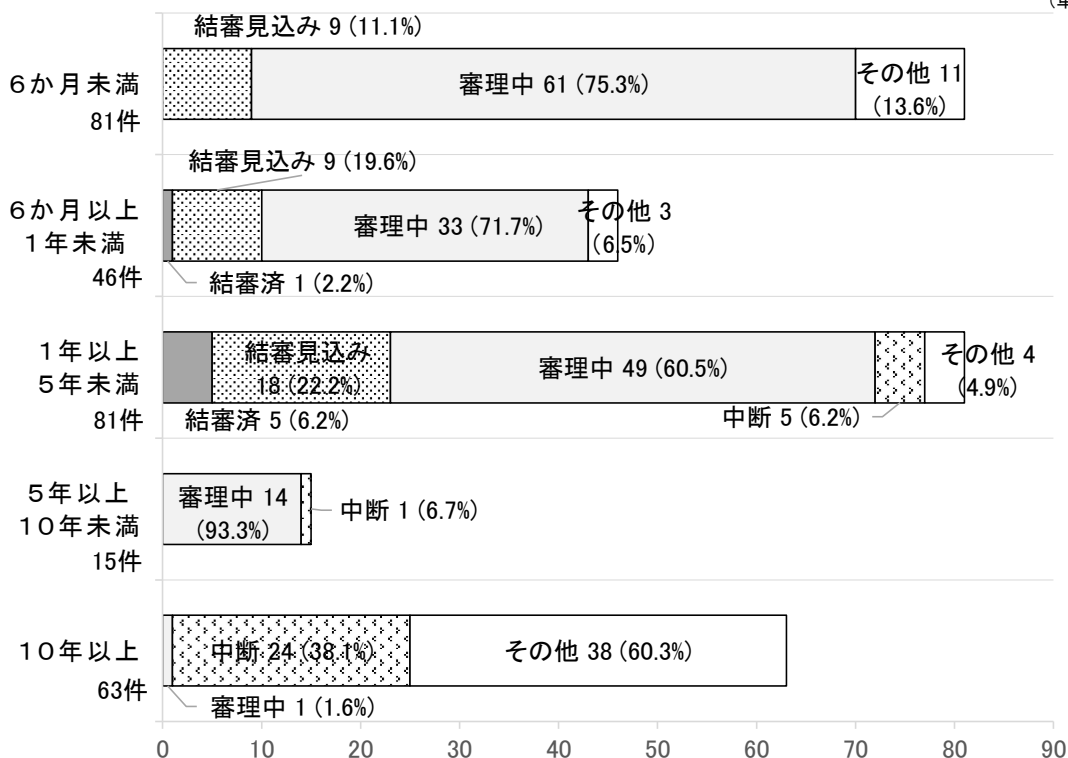
審査請求の未処理期間(R7年度末時点)

(単位:件、%)



審査請求の未処理期間別未処理状況(R7年度末時点)

(単位:件、%)



(注1) 「結審見込み」令和8年度中には、審査の終了が見込まれるものという

(注2) 「審理中」は令和7年度中に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたものをいう

(注3) 「中断」は令和6年度以前に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたが、令和7年度においてこれらのいずれも行われなかったものをいう

(注4) 未処理期間が「10年以上」の案件における「その他」の例として、請求人との連絡不通等により審理が開始されていない場合が該当する

2. 苦情処理の状況

(1) 処理状況

- 相談件数及び処理件数は増加傾向にあり、令和7年度の新規相談件数は2,570件で前年度比で242件増加した。処理件数は2,575件で前年度比で263件増加した。
- 処理率については、概ね横ばいで推移しており、新規の相談件数と同程度の処理がなされている。

令和7年度の苦情処理の状況

(単位: 件、%)

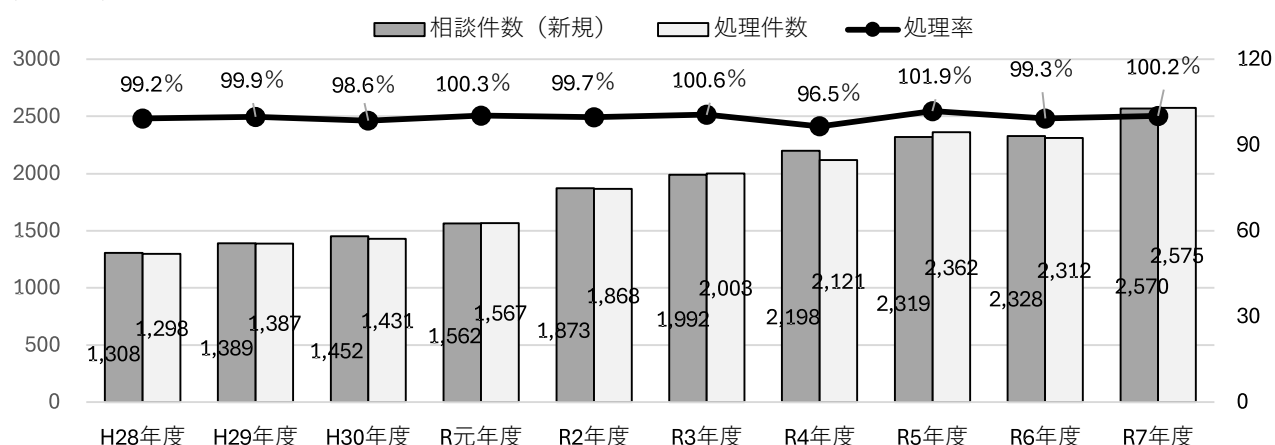
	前年度からの繰越	新規相談件数	処理件数	繰延件数	処理率
	①	②	③	④=①+②-③	③/②
苦情処理	87 (12)	2,570 (242)	2,575 (263)	82 (△ 9)	100.2 (0.9)

(注) () は前年度増減を示す

過去10年間の苦情処理の状況の推移

(単位: 件)

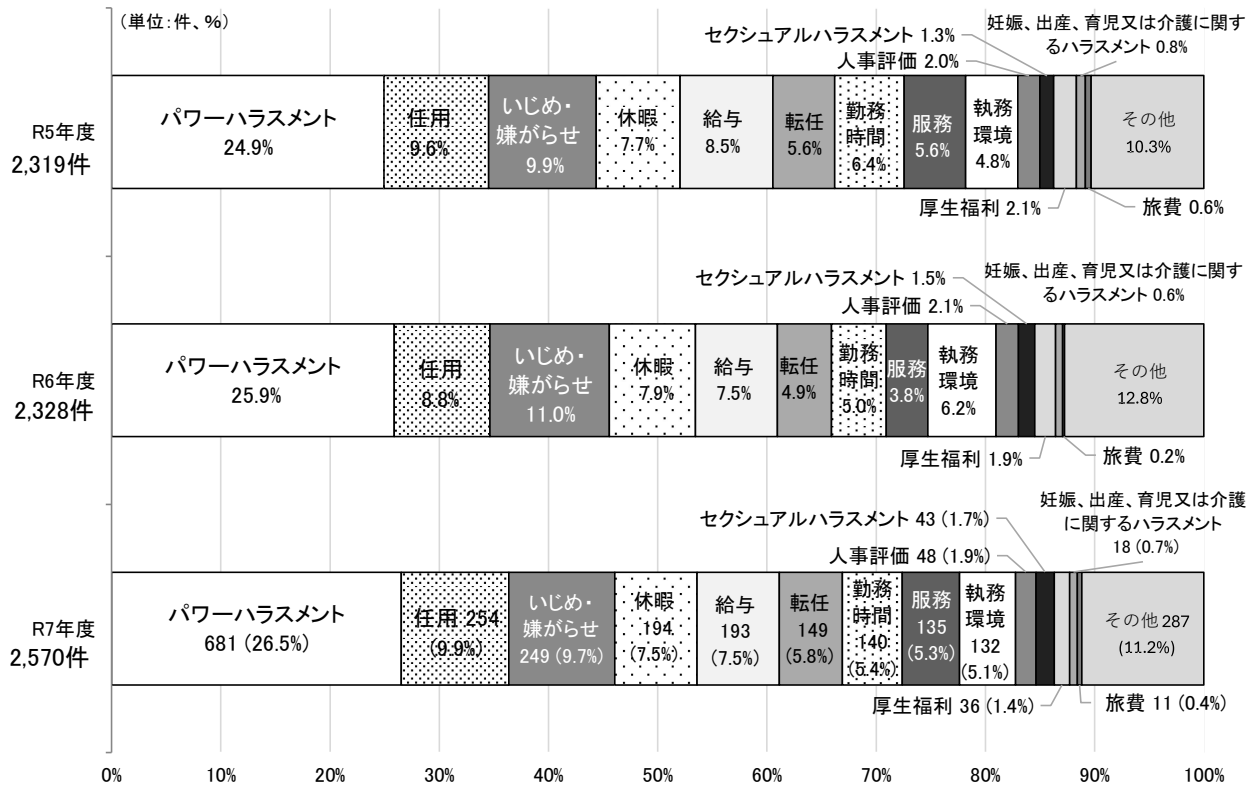
(単位: %)



(2)相談内容及び処理結果

- 令和7年度における相談内容については、「パワーハラスメント」が全体の約3割を占め最も多く、「その他」を除くと、「任用」「いじめ・嫌がらせ」と続いている。
- 令和7年度における苦情処理の結果については、「制度説明及び助言」が半数以上を占め、「当局への伝達」と合わせると9割以上となっている。過去3年間の推移を見ると、概ね同じ傾向である。

相談内容及び過去3年間の推移



(注) 相談件数には前年度からの繰越件数を含まない

苦情処理の結果及び過去3年間の推移

